平成２５年（フ）第３３号
長野県南佐久郡南牧村大字野辺山424番地
債務者　勇　　美樹
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３７号
愛媛県西宇和郡伊方町九町４番耕地799番地
債務者　城岡　秀一
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第７９号
長崎県佐世保市大潟町678番地　大潟南宿舎２―303
債務者　林田美由紀
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第９５７号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区10棟204号
債務者　東　　重野
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６６号
東京都東大和市向原３丁目10番地15―305号
債務者　北山　唯次
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６０号
静岡県浜松市中区鴨江２丁目31番９号、前住所静岡県浜松市中区住吉２丁目２番16号
債務者　西尾　嘉修
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷474番地７、旧住所長崎県佐世保市野中町429番地
債務者　森　　沙織（旧姓益永・前田）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
東京都町田市木曽東２丁目11番46―504号
債務者　黒瀬　圭三
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５８３号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目10番17号
債務者　藤田　　信
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８４号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目10番17号
債務者　藤田　朝子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２４号
大阪府寝屋川市河北中町２番５号、前住所大阪府大東市緑が丘１丁目19番16号
債務者　阿部　　潤
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８２１号
大阪市平野区喜連東１丁目７番41号　セジュール喜連東203号室
債務者　吉田　康宏
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８８４号
大阪市北区松ケ枝町３番４―805号
債務者　上京田貴裕
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４号
静岡県浜松市東区中郡町751番地　アートピア西ケ崎102
債務者　守屋　正子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２８７号
静岡県浜松市南区東若林町1287番地の１カーサ立石503号
債務者　川口　道夫
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係